2026年度　第３回

町田市障がい者施策推進協議会

２０２６年８月１９日（水）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後６時３０分　開会

○中川担当課長　本日はお忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。

2026年度第３回町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

私、本日の司会を務めます地域福祉部障がい福祉課担当課長の中川と申します。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席者は15名となっております。荻野委員、白戸委員からは事前に欠席の御連絡をいただいております。また、砂田委員、陶山委員、森委員におかれましては欠席の連絡はいただいておりませんので、この後、お越しになられるかもしれません。

本日の協議会には傍聴席を設けておりまして、２名の方が傍聴していらっしゃいます。

加えて、（仮称）町田市障がい者プラン27－32策定のため、委託業者のサーベイリサーチセンターが同席しております。

また、会議の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所が同席しております。正確な議事録作成のために、発言される際は、御発言の前にお名前をおっしゃってから御発言いただきますようお願いいたします。

また、情報保障といたしまして手話通訳の方にも同席いただいています。発言ごとに間を空けて通訳の時間を確保していただきますよう、併せて御協力をお願いいたします。

さらに、本日は次期計画の重点取組の具体的な検討になりますので、取組を実施する各担当課の職員も出席しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

今回、資料の当日の差し替え分が多くて大変申し訳ございません。

本日机上に置かせていただきました資料といたしまして、本日の次第、資料１「計画の基本的な考え方」、差し替え版資料２－①「現状と課題と主なとりくみ（案）について」、差し替え版資料２－②「（仮称）町田市障がい者プラン27－32__重点取組（修正案）」、差し替え版資料３「町田市障がい福祉事業計画（第８期計画）における「国の指針と町田市の考え方」について」、参考資料「町田市障がい福祉事業計画（第７期計画）2025年度実績に係る資料」、参考資料「協議会から出た意見と対応状況」、こちらが本日机上に置かせていただきました資料となります。

事前送付させていただきました資料のうち、本日の会議次第、資料２－①「現状と課題と主なとりくみについて（案）」、資料２－②「（仮称）町田市障がい者プラン27－32__重点取組（修正案）」、資料３「町田市障がい福祉事業計画（第８期計画）における「国の指針と町田

市の考え方」について」、以上４つの資料につきましては当日差し替え版を置かせていただきましたので、こちらは本日、使わないものとさせていただきます。

事前に送らせていただきました資料のうち本日使用させていただきますのは、資料４－①「町田市障がい福祉事業計画（第７期計画）2026年度までの評価指標（2025年度実績）」、資料４－②「障害福祉サービス等の実績」、資料４－③「サービスに関わる取組の主な実施状況（2025年度実績）」、資料５「日中サービス支援型グループホームの評価結果について」、以上後半４つの資料については、引き続き御使用いただく形となります。

非常に分かりにくくて申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

本日、会議の中で水色の冊子「町田市障がい者プラン21－26」を御参照いただく場合がございますので、お手元に御用意をお願いいたします。

不足している資料はございませんでしょうか。

では、資料の確認は以上となります。

ここで、新しく委員になられた方を御紹介いたします。

町田市歯科医師会の松﨑委員が退任され、新たに町田市歯科医師会副会長の渡部委員が着任されました。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱書につきましては、本来であれば市長より委嘱書をお渡しすべきところでございますが、時間の都合上、省略させていただきまして、個別でお渡しさせていただいております。

それでは、以降の進行につきましては石渡会長にお渡しいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

○石渡会長　石渡です。

遅い時間、そしてまた今日も暑い日でしたけれども、お集まりいただきありがとうございます。

では、ここから私が進行させていただきます。

まず【２】議事の最初に、（仮称）町田市障がい者プラン27－32の計画の基本的な考え方についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○野村主事　事務局の野村です。

私からは、本日配付させていただきました資料１－①「計画の基本的な考え方」について御説明させていただきます。

なお、こちらの資料は次期計画冊子の第１章に掲載予定の内容となります。

まずは１ページを御覧ください。

こちらでは、１「計画策定の趣旨」という項目を新たに設け、これまでの取組等を記載しております。

次に２ページ、こちらは水色の計画冊子13ページに該当する部分となり、２として計画の基本視点について記載しております。

１つ目の「「障がいのある人」のとらえ方をひろげる」では、障害者手帳の有無にかかわらず発達障がいや難病、社会的なバリアによって生活のしづらさを抱える全ての人を対象としていること、２つ目の「自分で決めることを大切にする」では、障がいのある人がかけがえのない個人として尊重され、「自分に関わることは、自分抜きで決められることのない」という視点を重視すること、３つ目の「さまざまな障がいや個別の状況に配慮する」では、性別、年齢、国籍、生活実態のほか個別の状況にも配慮することを記載しております。

３、４ページを御覧ください。

こちらは現計画冊子16ページ、17ページに該当する部分となりまして、計画の位置づけと計画の期間について、それぞれ記載している部分になります。

次のページを御覧ください。

こちらは「施策の体系」となりまして、基本理念、基本方針、施策、施策目標、重点取組の体系図を掲載させていただいております。現計画冊子では18ページ、19ページの部分となります。

こちらは順番に優劣はございませんが、障がい者計画部会での御意見を踏まえ、前回提示させていただきました体系図から順番を変更させていただいております。

次に、７ページを御覧ください。

こちらは基本理念の解説文になります。「いのちの価値に優劣はない」という基本理念が1998年から一貫して掲げられてきたものであり、３つの意味が込められていることや、新たに掲げた「互いに理解しささえあい、自分らしく暮らせるまちに」という副題についてもこちらで解説しております。

８ページの「基本方針」は現計画冊子の14ページ、15ページに該当している部分になりまして、計画期間の方針を定めています。

１つ目の「地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」では、障がいの重度化や親なき後への問題に対し、あらゆる分野が連携した支援体制を整えていくこと、２つ目の「障がい理解を促進し、差別をなくす」では、障がいを理由とする不当な差別的な扱いや合理的な配慮の不足といった課題を解決するため、市民や事業者の皆様の理解を深め、分け隔てな

い社会を目指すことを記載しています。

最後に９ページ、「施策」についてです。

今回より、基本方針と重点取組の間に「施策」を位置づけております。また、各施策ごとに成果目標を置き、計画の進捗状況や取組の成果を３年ごとに把握、評価することとしています。

成果目標の目標値につきましては、サービスの見込量、国の指針や社会情勢等を総合的に勘案し、記載しております。2032年度に「後期計画で設定」としている部分に関しましては、現在、前半３年間の取組成果を評価、分析した上で後半３年間の目標を立てたいと考えております。後期計画策定の際には、皆様の御意見を改めてお伺いしながら目標設定を行う予定です。

それぞれの施策について御説明させていただきます。

施策１「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備する」では、障がいのある人が希望する地域で安心して暮らし続けられる支援体制の充実が求められています。そのため、成果目標は「計画相談支援を利用している市民の割合」と「市内グループホームの入居者数」としました。

次に、施策２「社会に参加し自分らしさを発揮する」では、社会参加の機会が確保され、一人一人の希望や能力に応じて自分らしく活躍できる環境づくりを進めることが必要です。そのため、成果目標は「移動支援事業の利用者数」「一般就労への移行者数」としています。

施策３「互いに理解し支え合う共生社会を推進する」では、市民一人一人が障がいのある人への理解を深め、互いの違いを認め合うことが重要です。そのため、成果目標を「「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を認知している市民の割合」としています。

障がい者プラン27－32計画冊子の第１章に掲載予定の「計画の基本的な考え方」についての御説明は以上になりますが、ここから障がい者計画部会の小野部会長より補足の説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○小野委員　小野です。

今、御説明いただいた資料の５ページ、６ページを開いていただきたいんですけれども、今回、資料の差し替えが増えている要因というか背景なんですけれども、５ページの左側から基本理念、基本方針、そして基本方針１、２がありますね。ここから以前のものと順番を入れ替えているんですね。

実は５月、６月頃の障がい者施策推進協議会や障がい者計画部会では、今、提示しているこ

の順番で出ていたんです。ところが６月４日の調整会議、６月11日、それ以降の障がい者計画部会、障がい者施策推進協議会では基本方針１と２が逆になって、「理解を促進し、差別をなくす」が上で「地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」が下になっていて、それに連なって施策１、２、３も順番が以前と違って、５ページの施策３が一番上に来て、２番目に施策１、そして３番目に施策２が来て、それにひもづけされて施策目標、重点取組も順番が異なっていたんですね。

６月４日、６月11日以降の資料では、例えば重点取組で言うと「障がい理解の促進」の今の14、15、16番あたりが上に来ていました。けれども７月、８月の障がい者計画部会での検討の際にどうして順番の入替えがあったのかという意見が出たことと、この基本理念の主題と副題を具体化していくという点では、「いのちの価値に優劣はない」というのは障がいのある当事者を主人公にということですね。それを地域社会、行政や地域の団体、住民が「互いに理解しささえあい、自分らしく暮らせるまちに」という副題になっている。この理念の具体化という点では、やはり障がい当事者が生きることの支え、生きること自身をまず上に持ってくる、それを支える社会基盤を整備するという順番が望ましいのではないかということで、５ページのように基本方針１を「地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」、そして２つ目に「障がい理解を促進し、差別をなくす」という順番に変え、その結果、施策１は「住みなれた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備する」、施策２に社会参加、そして施策３に地域で共に生きる社会づくり、そういう順番に入れ替えました。

その結果、施策目標もトップに「相談支援体制の強化」、２つ目に「地域生活支援の充実」、そして３つ目に「保健・医療との連携」、そして安全・安心、防災ですね。次に就労・日中、生涯学習、「障がい理解の促進」、情報アクセシビリティ、「差別解消・権利擁護の推進」という順番に入れ替えています。

もちろん、この順番にしたからといって一番上の相談に対して一番下の差別解消が、その優劣というか、重視するものとしないものというか、その濃度の濃い薄いが変わるものではありません。重点取組も、順番が入れ替わって番号は振られていますけれども、施策の位置づけとしては同位です。ですので、どれもが重点取組である、そういう体系に入れ替えています。

その結果、今日この後の議題で協議する資料２－①も、事前に送られてきた資料と順番が入れ替わっていて、要するに、資料２－①を見ていただきたいんですが、施策１を掲げて、その現状分析、課題出し、そして「主なとりくみ」、次のページは地域生活の「現状と課題」「主なとりくみ」というように順番が入れ替わっています。

併せて資料２－②もそうですし、重点取組の具体的な内容を説明している資料３も順番が入れ替わっているところです。

なお、９ページ、10ページの施策を評価する指標も、この成果目標の抽出が妥当であるかどうかも障がい者計画部会で議論になったんですけれども、あくまでもこれは指標として、この目標だけの達成を目指すのではなく、あくまでも重点取組全体ですし、福祉事業計画の数値目標と見込量、それらも掲げた計画で達成していくべき目標なので、これは施策を見える化するというか、施策１、２、３を評価するという点で重点取組から抽出したものです。

ただ、今日の議論で「いや、こちらをもっと出したほうがいいのではないか」という意見があれば、重点取組のところでも後ほど議論していただきますけれども、障がい者計画部会でたくさん意見が出されているんですが、まだそれが反映されていないところは今日、障がい者計画部会で出された意見を代表して述べたいと思いますが、まず５ページ、６ページの体系図で、理念の主題と副題に即して施策の体系と重点取組の位置づけが最終的にこうなりましたということですね。補足の説明は以上になります。

○石渡会長　小野部会長、補足説明ありがとうございました。差し替え資料が出てきた背景もよく理解できました。

改めて、町田の理念は1998年からということですから、もう30年近くになるんですね。先月７月26日が津久井やまゆり園事件から10年ということで、「いのちの価値に優劣はない」とか「命は横並び」みたいな言葉がすごく話題になったりしていたんですけれども、やはりここのところは改めて大事だと、今、お話を聞いていて思いました。

今までの御説明、どのようにこの計画が構成されているかという基盤になるところですけれども、御質問とか御意見おありの方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

○堤職務代理　先ほどの打合せのときの話にもなるんですけれども、順番が変わっただけで中身は同じだという説明があったんですが、見比べてみると、郵送で送られてきたものには下線が引いていないんですよね。だから気になっていた下線部分で私が意見を言いたかった部分は、みんな今日の差し替えのほうでは反映されているけれども、送られてきたものには反映されていなかったので、郵送されたものと今日の差し替え版で重点取組の中身が部分的に違うことを意識しながら、皆さん見てもらったほうがいいと思います。下線があるほうが差し替えられた新しいもの。郵送版には下線がなかったです。

○石渡会長　堤職務代理、ありがとうございました。大事な気づきをいただきました。

そういう違いがあることも含めて……、どうぞ。

○小野委員　先ほど体系図の変更を重点に説明しましたけれども、もう一つ、７ページ、８ページは、お手元でこれまでの障がい者プランの理念の解説を見ていただければ分かると思いますけれども、そこを素材にしながら、今回「いのちの価値に優劣はない」の「いのち」を生命、生活、人生というＩＣＦの考え方から、これは上田先生のＩＣＦの構造論から分類した形で、「いのち」という平仮名を３つの尺度から捉える、しかもその中に障害者権利条約の考え方を位置づけている。そして７ページの下のところで、今回、副題を考えた理由について説明を入れています。

このように、一応この「基本的な考え方」の全体を障がい者計画部会で検討してきたので、体系図だけでなく、全般にわたって御意見をいただければと思います。

○石渡会長　ありがとうございます。

○飯長委員　いろいろ計画を考えていただいて、ありがとうございます。

さるびあ会の飯長でございます。

私はずっとこの協議会に参加させていただいて、この件についてはずっと違和感を持ってまいりました。それを今日、少しまとめて、一言だけ発言させていただきたいと思います。

さっき御説明いただいた「計画の基本的な考え方」の２ページに「基本視点」がございます。その視点（２）で「自分で決めることを大切にする」、そしてその２つ目のパラグラフに「「自分に関わることは、自分抜きで決められることのない」という視点を重視し、本計画の策定においても、障がいのある人やその家族が、主体的に関わることができるよう配慮するとともに」うんぬんとございます。

一方で、この10年間、正確には2018年から今年度にわたって、町田市では、せりがや会館を廃止するという施策が粛々と進められています。今年度をもって、せりがや会館は廃止になります。そこにあります20を超える主として福祉関係、障がい福祉関係の団体は、拠点を失うことになります。

この視点が全く、今までの計画もそうですし、これからの計画にも反映されていないことに非常に違和感を感じております。

先ほど部会長が御説明くださったように、基本方針の順番が変わりましたね。それから来て施策目標、さらには重点取組も順番ががらっと変わってございます。施策目標のトップに「相談支援体制の強化」がございます。そして重点取組に、それに関連する３点が載せられている。実際には、例えば２番目の「課題を抱え孤立している障がいのある人や家庭への相談・訪問支援」にしても、私どもさるびあ会の中心的な活動は家族支援のうちの相談活動でございますが、

これがあっさりと拠点を失ってしまう。

こういう、一方で大きなところで拠点を奪っておきながら個別のところで頑張るよという話を聞いても、私は大変違和感を感じてございます。一つ一つは立派だとしても、その本当の基本にある理念が町田市には欠けている、このことをあえて、くどくて申し訳ございませんが、一言発言させていただいております。その違和感を感じながらこの計画を拝見しております。

○石渡会長　飯長委員、また大事な御指摘をいただきましたが、この件について何か御意見等おありの方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局から何かございますか。

○新谷課長　障がい福祉課の新谷でございます。

今、飯長委員からお話がございました。この５ページ、６ページ、先ほど冒頭で少し御説明もさせていただきましたけれども、この体系図自体は１番が上で２番が下とかそういうことではなく、全て同じようにしっかりと取り組まなくてはいけないものを記載させていただいているところで、そこには順番はない、全てがとても大事なことであると市として考えているということをまず１点、申し上げておきたいと思います。

今、飯長委員から御指摘があったような内容も含めまして、そういった一つ一つの内容を含めて、どこまでを計画に載せるかというところはもちろんございますけれども、その一つ一つに対して取り組んでいくための、その大もととなる計画ということで策定させていただいておりますので、今、お話のあったせりがや会館の件につきましても、各団体等を含めまして、それはそれで市として個別で対応させていただいているところではありますので、計画にそれを盛り込むかどうかはまた別の視点になってくるのかなとは思いますけれども、ただ、ここに掲げさせていただいているところを基本として、しっかりとした取組をしていきたいことには変わりないというところで御説明させていただきたいと思います。

○石渡会長　……という御説明をいただきましたが、飯長委員、何か補足ございますか。

○飯長委員　もう黙ろうと思っていたんですけれども。

拠点を失うこと自体に対する評価がない、そして、それに変わる拠点を考える余地は今回の計画にも一切書かれていない、そのことに違和感を感じるわけでございます。

個別に相談、それはみんな生き延びなければいけないから、それぞれ相談させていただいている。例えば私どもで言えば、ある病院の６畳一間をかろうじて使わせていただく方針になっておりますが、現在の活動をそこで継続することはできない中で、では、どうするか。ただ、一方で、解散に追い込まれている団体もたくさんあるわけですね。あるいはほかのところで、

実際に障がい者の方々が日常活動をする場所としてせりがや会館を使っているという大事な事実もございまして、それも拠点を失うわけですね。

だから、非常に重要な障がい福祉関係の拠点を失うということは極めて重要な町田市の福祉施策の問題点ではないかということを申し上げているので、今、新谷課長がおっしゃったような個別の相談、個別のポイントそのものを私は申し上げているのではございません。もっとベースになる姿勢そのものが違うのではないか。

「今さらおまえは何を言うか」と思う方がいらっしゃるのも承知の上で、あえて将来を見据えてこういう発言をさせていただいております。

失礼しました。

○石渡会長　飯長委員、ありがとうございました。とても明確に分かりました。

やはり計画に載せるのは本当に総論的なところになってきますけれども、それが具体的にどんな影響を及ぼしているかというあたりは受け止めて、どう対応するかは検討していかなくてはいけないかなとお話を聞いていて改めて思いました。

○新谷課長　市のほうは公共施設再編計画その他の様々な施策等を踏まえた上で、せりがや会館の判断をさせていただいているところでありますので、他の計画を含めた個別のところでのお話をこちらの計画のところでするのは、なかなか難しいかなと思っています。

一方で、先ほどから申し上げておりますとおり、せりがや会館の利用団体の皆様とは継続してお話を進めさせていただいているところでありますので、そこについては引き続き、しっかりとお話を聞きながら進めさせていただきたいと思っております。

○石渡会長　やはりこういう計画が成立するためには一つ一つの市民の行動ですとか活動が大事になってくると思いますので、その後の経過等が分かりましたら、またぜひお教えいただきたいと思います。

ほかに何かお気づきの委員の方。

○佐藤委員　佐藤です。

ありがとうございました。

９ページ、10ページに記載のある施策１、２、３の成果目標が少し理解できなかったので、教えていただければと思いますけれども、施策１、２、３の中で設定されている各成果目標は、もっとプラスされていくものですか。それとも施策１、２、３の成果目標としてはこの部分だけという認識で合っていますでしょうか。

何を言いたいのかというと、これだけが成果目標なのかなと。それ以外の重点目標などもあ

ったので、ちょっとそこのところが理解できなかった部分なので、教えていただければと思います。

○土志田係長　事務局の土志田です。

こちらはそれぞれの施策の進捗状況、達成状況を確認するための成果目標として掲げておりまして、御指摘いただいたとおり、こちら以外に増やすことは考えておりません。

完全に、例えば重点取組などの達成を全て網羅していると言い切れない部分もあるかもしれませんけれども、この施策の達成度合いを全体としてはかるための指標として、こちらを選ばせていただいているところです。

○石渡会長　佐藤委員、補足があればどうぞ。

○佐藤委員　そうですか。重点取組等も含めての施策のところで成果をはかるものなのかなと思いましたので。分かりました。今、何かを言える状況ではないので、すみません。

○小野委員　障がい者計画部会でも、この成果目標だけを抜き出すことの違和感というか、座り心地の悪さというか、それは指摘が出ていました。さっきも言ったようにあくまでも指標なので、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備する」という施策については、この２つだけが達成されていれば十分だという評価ではなく、６ページの重点取組の一つ一つの施策が達成できているかどうかが重要なんですよね。

だから、あくまでもこれは指標であって、施策に対する目標を見える化しているだけ、私はそういう理解で前回の部会で聞いていたんですけれども、もし今日の協議会の場でこの成果目標の掲げ方はちょっと……、何というか、本当に重点の中の最重点なら分かるんですよ。重点の中の最重点であるならば、施策１で計画相談とグループホームは分かるんです。でも、社会参加のところで移動支援と一般就労を並べても、非常に乖離があって並びが悪いというか、それなのかなというか。

もちろん差別解消条例については、その周知と認知度を測っていくということがあるなら分かるんですけれども、この計画に対して国が目標値を定めなさいと言っているのは、資料３の「国の指針と町田市の考え方」のところで出していますよね。これが、国が福祉事業計画を策定する上で自治体として数値目標を掲げなさいと。それ以外に、数値目標とは若干異なりますけれども、参考資料の第７期の実績のところで各福祉施策の見込量の達成状況が出ていますけれども、その見込量も障がい福祉の達成水準の評価指標にはなるわけですよね。

だから、もし事務局のほうで可能であれば、やはりこの９ページ、10ページの成果目標の入れ方はもう一回考え直したほうがいいのかなと。私もまだしっくり来ていないんです。重点取

組との関連づけも見えにくいし、今のところ私の中でもここはすっきりしていません。

○石渡会長　小野部会長、私はとても納得して聞いておりました。変化を見るというところは指標を変えないことは大事かなと思いますけれども、やはり社会情勢がいろいろと変わってきている中で、クローズアップすることは違ってくるのではないかなと思います。

すみません、お二人の意見に続けて、ちょっと個人的な意見です。

○森委員　森です。

今の９ページ、10ページの成果目標を、この計画を見る当事者、家族、関係者はどう見るかということをよく考えて、表現の仕方。これは絶対「これさえあればいいと思っちゃってるんですか」と当事者に近い立場の人は思ってしまいますよ。でも、お話を聞いているとそうではなくて、重点取組の一つ一つが大事なんですという話ですよね。であれば、やはりそれがきちんと伝わるような表現にしないと、読み手のことを考えてもう一回検討したほうがよいのかなと思います。

○石渡会長　ありがとうございます。

それでは、このあたりはまだ少し検討課題ということにしていただいて、今日確定しなくてはいけないことではないかと思いますので、いろいろ視点もいただきましたので。

それでは次に、資料２に移らせていただいて、障がい者プラン27－32の重点取組について、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○土志田係長　まず、資料２－①を御覧ください。こちら「現状と課題と主なとりくみ（案）について」となっております。併せて現行の障がい者プラン、水色の冊子も御覧ください。

水色の冊子では23ページから分野別に「現状と課題」「主なとりくみ」「重点施策」という流れで掲載しております。この「現状と課題」、また「主なとりくみ」の部分を見直したものが資料２－①になります。

また、現行のプランにある「現状と課題」の記載をベースに、時点の更新や文言整理などの修正をしております。

また、現行のプランでは、2019年度に実施しました生活の困り事に関する実態調査の結果を掲載しております。今回の策定検討に当たりましては同様の調査は実施しておりませんけれども、代わりになり得るアンケートなどを掲載しておりまして、その結果に基づく「現状と課題」としております。

見直した箇所から、主なものを順に御説明していきます。

まず最初に１ページ、施策１の施策目標１「相談支援体制の強化」、水色の冊子では48ペー

ジの「相談すること」になります。

【相談支援体制】の１つ目の「・」ですけれども、まず、市内の高齢者・障がい者・子育て中の親を対象に2025年度に実施しました福祉のまちづくりに関する市民アンケートで、自分らしく暮らすために必要なこととして、障がいのある方においては「困ったときに相談できる場があること」が39.1％と高くなっていることと、課題について記載しております。

また、その１つ下の「国では」から始まる箇所ですけれども、こちらも追加した部分になります。

そのほか基幹相談支援センターに関係した記載を更新しております。

続いて資料の３ページ、施策目標２「地域生活支援の充実」、水色の冊子で言うと29ページを御覧ください。

まず、最初の【障害福祉サービス等】の記載が変わっております。利用者数の増加と多様なニーズへの対応が求められているその一方で、適切なサービスの選択につながっていない場合があり、潜在的なニーズがありながらも利用に結びついていないケースも見られるとしております。

その下の【障がいがある人の地域での暮らし】の下から２つ目の「・」で「軽度の障がいがある人の」から始まる箇所の最後のほう、「また、障害福祉サービスの実績・経験が少ない事業者の参入や人材の不足という現状を踏まえ、障がい特性や障がい程度を踏まえた支援や適正な運営の確保が望まれます」が追加となっています。

続いて８ページ、施策目標４「安全・安心に暮らせる生活環境の整備」、水色の冊子で言うと66ページになります。

【生活環境】の一番下、「ハード整備に加え、「心のバリアフリー」の推進が重要となっています」から始まるこちらの項目が追加になっております。

それから【防災対策】の１つ目で、「順次個別避難計画の作成を呼びかけています」という記載を追加しております。

続いて10ページです。

こちらは施策２の施策目標１「就労・日中活動の充実」で、水色の冊子で言うと38ページになります。

こちらの【日中活動・就労系の障害福祉サービス】の２つ目の「・」で、強度行動障がいのある人、医療的ケア児の人数、併せて課題について記載しております。

続いて15ページ、施策３の施策目標１「障がい理解の促進」です。水色の冊子では78ページ

になります。

こちらの【障がい理解の普及啓発】の一番下の「・」で、「ユニバーサルデザインの考え方の普及とあわせて」から始まる文章が変更となっております。

続いて17ページ、施策目標２「情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実」、水色の冊子で言うと61ページになります。

こちらの下のほう【情報の取得】の２つ目、「デジタル化の進展に伴い、ウェブアクセシビリティの確保やＩＣＴを活用した支援の拡充が重要となっています」というところを追加しております。

「現状と課題」については以上になりまして、同じ資料で、ページが前後して恐縮ですけれども、「主なとりくみ」を御説明します。現行のプランから引き続き実施するものが多くなっておりますけれども、その中で追加したものについて、幾つか御紹介します。

まず、２ページの一番下、「子育てに困難を抱える障がいのある方へ必要な支援が確実に行えるように、障がい福祉課は子ども家庭支援センターや子ども発達センターとの連携を強化します」というところが追加になっております。

それから、４ページを御覧ください。

上から４つ目の「・」で「障害福祉サービス等の」から始まる行の後半に「研修情報の発信」を追加しております。

それから、真ん中よりやや下、「※地域生活支援拠点等…」とある上の「・」ですけれども、「介護者の急病といった緊急時に備える緊急時予防・対応プランについて、計画相談事業所に対して作成に向けた周知や支援を行います」というところが追加になっております。

それから、このページの最後「サービスの透明性や質の確保、地域に開かれた施設運営に向けて、地域連携推進会議の開催支援や会議への出席を行います」が追加になっています。

９ページの最後の行、「個別避難計画の作成を推進するため、作成支援を行う計画相談事業所など福祉専門職等への事業周知を行います」というところが追加になっております。

こちらの資料は以上になりまして、続いて重点取組を御説明いたします。

資料２－②を御覧ください。

重点取組については前回の障がい者施策推進協議会で御説明いたしまして、そこでいただいた御意見、また、その後の障がい者計画部会での議論などを踏まえて修正しております。また、関連する資料としまして、参考資料に重点取組に関して障がい者計画部会と障がい者施策推進協議会からいただいた御意見と対応状況をまとめたものがございますので、適宜御参照いただ

ければと思います。

では、資料２－②です。修正箇所に下線を引いております。

最初の取組の一覧を見ていただきまして、まず、16番目の「心のサポーター養成研修の実施」が新規に追加しているものになります。

また、９番の「生活介護事業所の支援力向上と利用の推進」は、前回はグループホームやショートステイ等の「地域生活支援の充実」に置いていましたが、こちらは日中活動ということで、「就労・日中活動の充実」という施策目標に変更しております。

では、３ページを御覧ください。

「町田市障がい者施策推進協議会における自立支援協議会機能の充実」です。こちらは取組の名称として「自立支援協議会」と明記しているところと、事業概要で「多様な会議体が協働して」と、変更前は「多様な主体」としていたところを変更しております。

続いて６ページ、こちらは「短期入所事業所（ショートステイ）の充実と利用の促進」となっております。事業概要の前段では、重度の障がいのある方が利用できるショートステイが不足していることと、「今後も増大が見込まれるニーズに応えられるよう、ショートステイの充実と利用の促進をすすめる必要があります」としております。その後「ショートステイの運営事業者に対して受入れを促すとともに、各施設の特徴などをまとめた一覧等を作成・公表するなど積極的な情報提供を行います」と変更しております。

続いて12ページ、「スポーツ施設を活用したパラスポーツイベント等の実施」です。こちらは事業概要に取組の目的を追加しております。

続いて13ページ、「障がいのある人の生涯学習機会の充実」です。事業概要の３行目、「新たな仕組みを導入しました」の内容説明が不十分だという御指摘がありましたので、下線部分を追加しております。２行目から「具体的には、定員基準や在籍期間を設けることで、安全かつ公平に学べる新たな仕組み」としております。

最後、16ページを御覧ください。

こちらは新規の取組で、「心のサポーター養成研修の実施」です。事業概要に「心の健康に関する正しい知識と理解に基づき、身近な相談相手として傾聴を中心とした支援を行うことができる「心のサポーター」を養成します」としております。

説明は以上になります。

○石渡会長　ありがとうございました。

変更点、新しい記載を中心に御説明をいただきましたが、今の説明の部分に限らず、何かお

気づきのことがあれば御発言いただきたいと思います。

○加藤委員　加藤です。

障がい者計画部会でも発言させていただいたんですが、ただいまの説明の中に市役所の障がい者雇用率が2.4％という話があって、本当は3.0％が法定雇用率なんですね。0.6％足りないということで、障がい者計画部会で相談した後に私、職員課に電話したんですよね。そうしたら、まるで議会で答弁しているような形どおりの、何か台本があるような答弁だったんですが、私は非常に残念でした。私は議員でもないし、ただの委員ですから、本当はもっと本音の議論がしたかったんですね。

それで、職員に採用するにはある一定程度のレベルが求められるといった話があったんですよ。だけれども、精神障がい者とか知的障がい者に一定のレベルを求めたら一名も受かりませんよね。それぞれのレベルというのは確かに必要かもしれませんけれども、仕事の内容をレベルに合わせるような、そういう形を求めていかないと法定雇用率はいつまでたっても埋まらないと思いますし、また、これも部会で言いましたけれども、やはり役所が率先して雇用率を達成するというのは予算に関係なく義務だと思いますから、これは最優先で取り組んでいくとは言っていますけれども、達成しないと意味がないので、そういうことはもう少し――真剣に考えている、真剣に考えていると言葉では言うんですけれども、本当に真剣に考えてほしいと申し上げたいと思います。

○石渡会長　加藤委員、大事な御指摘でした。ありがとうございました。

今日も就労について、短時間就労とかいろいろ新しい雇用の形態が出てきているので一人一人に合った雇用を考えてほしいみたいな話を午前中、聞いてきたんですけれども、法定雇用率の達成みたいにおっしゃいましたけれども、本当にそこの数字と実際の雇用がどのようにつながっていくかというあたりは大事だと改めて思いました。

就労関連ということで、根本委員、何か補足して。

○根本委員　根本です。

先ほどの御意見は大変重要な視点だと思います。雇用率を上げていくというところで、やはり障がいの程度とかそういったものよりも、内容をいかに増やしていくか、それに見合った仕事をいかに確保していくかというところ。公的機関だけではなく民間企業でも大変多様に検討し出しているところがございますので、その辺、私もまだこちらに着任して期間が短いんですけれども、町田市の取組もそうですけれども、先駆的に取り組まれているようなところの研修とか、参考資料みたいなものをどんどん取り入れて、このように仕事を見出せるのではないか

とか、あとは多様な働き方みたいなところ。結構民間企業では在宅勤務とか、例えばＩＴ関連の何か能力が高い人しか仕事ができないといった範囲のものが、実際に多様な人を雇用している企業さんでは「もう少しこういう仕事の仕方もあるのではないか」みたいなところで結構知的障がいの方もＩＴ関連で働いたり、仕事の中身を少し工夫するだけで雇用する人も変わってくるといったいろいろな取組がありますので、そういった情報を取り入れた上で進めていくことが大変重要なのかなと思います。

また、ちょっと別の観点ですけれども、先ほどの「計画の基本的な考え方」のところで委員から、移動支援事業の利用者と一般就労の移行者数、施策（２）の「社会に参加し自分らしさを発揮する」の成果目標のところで、ちょっと乖離しているという御意見もあって、私もすごく不思議な感じがしたんですけれども、改めて先ほどの「現状と課題と主なとりくみ（案）について」の10ページあたりを見ると、下のほうの【企業や公的機関などでの就労】のところに職場定着率に課題があることが書かれていますので、移行するだけではなくどのように仕事を確保して、それが定着につながるのかというところで、移行支援者数だけでは成果目標の達成に、この取組案というところで整合性がちょっと足りないのかなということで、やはりこの施策の成果目標のところはもう少し見直して、実際の取組の内容に合わせたものを考えていく必要があるのかなと思います。

○石渡会長　ありがとうございました。

定着の難しさみたいなところは就労支援に関わっている方がどなたも御指摘されるところですので、そのあたりをどのように計画と関連づけていくかは大事かなと改めて思いました。

○砂田委員　町田市聴覚障害者協会の砂田です。

避難所関連で、資料２－①の８ページと資料２－②の８ページに関わることですが、私は耳が聞こえませんが、見えない障がいと言われています。一次避難所では情報保障がないといろいろ分かりませんし、避難所で周りが聴覚障がい者を見ても分からない。「聞こえない人がいるんだ」と気づかれないことが多いんですね。さらに、障がい者はどこに行けばいいか分からない。情報が入らないので行き場所が分からない。放送があったとしても、みんなについていったとしても、どこが本当に自分に必要なところなのか分からないんですね。ですから、両者のために情報保障をしていただきたいという希望があります。

また、避難所にも聾者はいっぱいいるんですね。でも、聞こえない人がいることをお互いに気がつかない。ばらばらですので、通訳者を頼みたくてもばらばらなので、１つのところに聾者を集めて、通訳者もそこに必ず設置するような状況が望ましいかと思います。

また、避難所のほかの皆さんもやはり自分のことで精いっぱいですので、聾者はお願いしたいことがあってもなかなか頼めない、遠慮してしまう状況もあると思います。それが１つ目です。

また、福祉避難所も欲しいかなと思います。それは、何か起きたときに通訳者とか情報保障する人たちが、実際、地域の保障者もみんな被災者なんですね。なかなか避難所に行けないところがあります。二次避難所が決まればほかの都道府県、全日本ろうあ連盟がそこに避難所があるという情報をほかの地域に提供して、ほかの県から派遣してもらうこともできるのではないかという意味で、福祉避難所があればいいかなと思います。それがないと、他の県の通訳者もどこに行っていいか分からない状況になるかと思います。

また、通訳者だけでなく、要約筆記者も同じです。どこに行ったら聞こえない人の助けができるのかという点があると思うので、そういう避難所を決めていただければいいかなと思います。

○石渡会長　砂田委員、切実な御意見だったと思います。熊本とか石川県でもいろいろな蓄積があるかと思いますので、そのあたりの情報も踏まえて、また町田として検討していかなくてはと今、御意見を聞いていて思いました。防災関連で大事な御指摘をいただきました。

ほかに。

○堤職務代理　すみません、防災の話が出たので。

重点目標の関連ですが、前にメールでの意見にもちょっと書いたんですけれども、一次避難所の中には今、言ったように、聴覚障がいの人だったら聴覚障がいの人が集まれる教室があれば、そこに手話通訳者が行けばいいし、あるいは車椅子の人たちだったらちょっとスペースのある教室を用意してもらう。熊本のときには、そういった障がい者が避難できる部屋をその建物の中につくったという話を向こうの人たちから聞いたんですけれども、まず一次避難所では、そういった工夫がされるといいかなと思っています。

二次避難所に移動したら、またそれはそれなんですけれども、もう一つ、前回のこの協議会で私も、それから森委員もおっしゃっていたと思いますけれども、在宅避難が今、すごくクローズアップされていて、車椅子関係の人だと、個別避難計画をつくっている中でも在宅で残ると言っている人がかなりの数いると思うんですね。家にちゃんと食料とか水を用意して、下手に動かずに家にいたい。

そういったときに「在宅避難」という言葉をこの計画の中に位置づけて、在宅避難に対する支援態勢みたいなものも計画の中で文字化してほしいという話を前回したと思うんですけれど

も、全く今回は反映されていないので、再度それを言いたいと思います。

○石渡会長　堤職務代理、ありがとうございました。

在宅避難に関してはいろいろな計画で話題になっているかなと思いますし、熊本が10年前からの２回目の体験をしたところで「避難所に行くのはこりごり、絶対もう在宅避難だ」みたいに言っている高齢者等も増えてきているようで、やはり避難の在り方も経験が重なると違ってくるのかなと思いますので、そういう新しい視点はきちんと盛り込まないといけないなとは思いました。

ありがとうございます。

○小野委員　２つあるんですが、今日は防災課の方もいらっしゃっているので、今、砂田委員と堤職務代理が出された点で、重点取組の８ページ、「安全・安心に暮らせる生活環境の整備」のところで「避難体制の充実」があるんですが、ここに在宅避難者あるいは――今回、熊本の震災直後の８月１日、２日に八代に行ってきて、今週の土日にもまた行くんですが、ニュースに出てくるＤＷＡＴは避難所しか回らないですね。在宅で避難している精神の人、特に精神の人が多いんですけれども、そういう人たちの情報を聞きつけて避難所につなごうとしても、やはり難しい。ＤＷＡＴは対応しない。相談支援専門員協会が政府と熊本県の指示で８月５日から９日まで、要援護者、特に身障手帳１級、２級、療育手帳のＡとＢ……、２かな。つまり重い人だけの安否確認をやって終わっているんですね。

今、八代市に被災地障害者センターを民間、ＮＧＯがつくって、当事者団体や支援者団体で資金や人を出し合って活動を始めているんですけれども、本当に在宅、あるいは――「バンキシャ！」でも自閉症の人と家族が避難所へ行けないという報道がありましたよね。だから、できればこの重点取組のところで、在宅避難者や障がい特性に応じた避難所生活への支援はもう少し具体的に書き込んでいただきたいというのが１点です。もう今日が最後のチャンスだと思うんですね。

もう一つが、参考資料を見ていただけますか。

障がい者計画部会でこの計画について、もう回数は忘れてしまいましたけれども何度も議論してきて、この参考資料は障がい者計画部会で出された意見に対しての今後の対応が４ページまで、５ページからが前回の障がい者施策推進協議会で出された意見とそれに対する対応。この対応を踏まえて今日の重点取組案が出ています。

自分が出した意見がどういう反映の仕方をされているのか、参考までに。それぞれ皆さん意見を出していただいているので、それがこの計画にどう反映されているのかが重要なので。

例えば参考資料の11ページから12ページ、これは私が提出した重点取組に対する修正意見です。見て分かるように、重点取組の事業概要と目標値の設定の仕方を具体的に提起しました。例えば１点目は「障がい福祉人材の確保方策」で、障がい者計画部会に専任チームをつくって調査して、確保方策の試行事業の実施を2029年度までに――遅いんですけれども――策定する。当面３か年のこの計画をつくる上で、新規の予算計上は難しいという前提から議論がスタートしたので、そういう意見の出し方をしました。

２つ目に「重い障害のある人の暮らせるグループホームの推進」。これもすごい重要課題ですけれども、そこも当面、調査と提言までを３年間で提案しました。

それから、11ページの下から12ページにかけて生活介護のところでも、３年間の調査から提言の作成までの提案をしました。

けれども、いずれも却下。反映されていません。唯一12ページのショートステイのところだけは全面的に、重点取組の６ページ、全部下線が引いてありますが、ショートステイのところだけは全面的に採用していただいたんですね。それはそれでありがたいんですけれども。

ただ、本当に今、障がいのある人たちが90年代に地域での作業所や、精神の人たちも地域での仕事や作業所での活動に参加して地域に暮らしてきた。その人たちがもう50歳、親たちはもう80歳になる。そのことは、資料２－①の「現状と課題」の中でも町田市は触れているんですよ。

例えば資料２－①の３ページ、施策１「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備する」の「現状と課題」という四角囲みの２つ目、【障がいがある人の地域での暮らし】の１つ目に「市内では、2030年には約1,000名程度の知的障がいがある人が50歳を超える見込み」そして、その親たちがもう75歳以上の後期高齢者になるんだと。そしてその下、４つ目の「・」で、軽度のグループホームは増えたけれども重度の人や医療的ケアが必要な人のグループホームがまだ足りていない、経験不足の事業者の参入が増えて、社会福祉法人が新規のグループホームなんて１か所もつくれていない。そういう現状があることも――そこまでは書いていませんけれども、そういうことも踏まえています。

４ページを見てください。

この「主なとりくみ」の書きぶりが余りにも、この程度でいいのか。グループホームのところで人材不足を挙げていながら、４ページの５つ目の「・」で「引き続き、人材確保や人材育成に向けたとりくみをすすめます」と書いています。これが重点取組の前提になるんですよね。

では、人材確保や人材育成に向けた取組で引き続き何を進めるのかというと、重点取組の15

ページを見てください。「障がい福祉人材の確保方策」、事業概要としては「次世代を担う児童・生徒に対し、障がい福祉への理解を深める機会を提供し、職業としての関心を高めることで、中長期的な人材の裾野を広げます」それはいいんです。大切なことです。「また、大学生等に対し、現場での実体験や関係者との交流を通じ」要するに福祉現場の視察をやってもらうというんだけれども、これまでやったのは、ハイエースを出して五、六人の学生を乗せて回っただけなんですよね。それを実施していくだけで人の確保などできるわけないんですよ。

もう本当に今、現場で、グループホームもそうだしホームヘルパーもそうだし通所の施設もそうですが、本当に人材の確保が厳しくて、前回も言いました。陶山委員からも助言をいただきました。なので、この人材確保については、この程度の書きぶりではもう到底明日を乗り切れませんよということ。

もう本当に障がいが重度化し、親が高齢化し、そういった親の高齢化も含めて計画相談や障がい者支援センターは対応しています。そのことをケアマネにつなぐのもそこのセンターがやっていたりするわけですよね。そういう実情を考えると、もう本当に人材確保についてはやらなければいけない。でも、それは東京都、ハローワークの仕事だといって手放すようなニュアンスがこれまであったんですけれども、他の基礎自治体でも障がい福祉人材確保や介護の人材確保、ヘルパーの人材確保、保育の人材確保のための独自施策をやっているところがあります。

だから私は、幾つも資料をまたがってごめんなさい、資料１－①の６ページの重点取組「障がい福祉人材の確保方策」は、何というか、将来の人材育成程度なら「障がい理解の促進」に残しておいていいです。でも、喫緊の課題である障がい福祉人材の確保方策ならば、２番目の「地域生活支援の充実」のトップに位置づけて、重点取組としてもっと具体的な施策を盛り込むべきだと今も考えています。

ぜひこの参考資料で出された障がい者計画部会、前回の障がい者施策推進協議会で出された意見、今回、これまで以上にすごくたくさん出されているんですね。それをぜひ見ていただいて、次の意見の提出期限がもう決まっていますので、それまでに「この部分をこういうふうに修正してほしい」と。砂田委員が出された意見なども、一般論で意見を言うだけではなく、この重点取組の、この事業概要の「ここにこういう文章を入れてほしい」という意見、先ほどの在宅避難者の対応などはまさにそうですけれども、もう時間も残り僅かですが、皆さんにもそれぞれこの参考資料に出されている意見を見ながら「重点取組のここをもっとこういうふうに踏み込んで、こうすべきではないか」という意見をぜひお願いしたい。もう今日が最後のチャンスなので、お願いしたいと思います。

福祉人材確保については、体系のところで重点取組の位置づけも見直すこと、それと将来の人材育成、または当面の、学生の関心を引く取組程度では到底対応できませんので。受給者証は発行されていても人手がなくて支援ができていない、サービスが提供できていない。それも現状と評価の中では書いているんですよね。市は知っているわけですよ。だから、それを何とかしなければいけないというスタンスに立って重点取組の見直しを、私が参考資料の11ページで提案していますが、再度それを求めたいと思います。

○石渡会長　小野部会長、ありがとうございました。

今日の限られた時間の中では皆さん御意見を出し切れないと思いますが、重点目標につながるような御意見をぜひ、生の参考資料がございますのでということですし、人材に関しては、新しい課題として国もかなりクローズアップして、成果目標等にも入れていると思いますので、ここのところも今回はかっちり考えていかなくてはいけないんだろうなと思います。ありがとうございます。

○小野委員　今の意見に対して、事務局から何かあれば。

○石渡会長　今の小野委員の御発言に関して、事務局からコメントいただければということです。

○新谷課長　様々な御意見という形でいただきまして、ありがとうございます。

今日お示ししたこの重点のところの記載内容、もう少ししっかりと、分かりやすく書けるところがあると思います。今、いただいた御意見は当然課題として市としても認識しているところがございますので、もう少し具体的な内容で書けるところについては修正させていただこうと思っていますので、そのような形でよろしくお願いいたします。

○加藤委員　資料２－②の３ページ、これは皆さんにぜひ聞いてみたいと思ったんですけれども、「町田市障がい者施策推進協議会における自立支援協議会機能の充実」とあるんですね。これを読んで具体的に分かった方はいるんですかね。何をやるのかが全然分からないんですね、私。

これ目標値が書いてありますが、2027年度に「地域課題を検討する場の検討」ですよ。地域課題を検討する場の検討って、何ですか。これ意味分からないですよね。さらに言うと、この検討に対する検討だと、どういうふうに検討したら評価が○なんですか。あるいは×なんですか、△なんですかということが全然分かりませんよね。

だからこれ、皆さんは分かっていて私だけ読んで分からないのか、あるいは皆さん全員分からないのか、それを聞いてみたいと思ったのと、事務局に尋ねたいのは、どういうふうに検討

してどうなったら評価が〇になるのか、そこまで考えてこのように書いているのかをぜひ聞いてみたいと思います。

〇有田担当係長　今までも相談支援部会から、自立支援協議会の機能を障がい者施策推進協議会の中でやっていきたいですということを上げてきたかと思うんですね。では、自立支援協議会とは何をするところなのかということも、なかなか分かりづらいですけれども、何度かお話ししてきたかなと思っております。

ですので、計画にきちんと位置づけて、その機能を――障がい者施策推進協議会は自立支援協議会を兼ねるというふうになっておりますので、やっていきたいと思っております。

「検討する場の検討」というのはとても曖昧な形ですけれども、機能なので、何を何回するといった形ではないので、地域の課題を上げていって、課題に向けてどのように取り組んでいくか、そういう形で町田市の自立支援協議会をどのようにしたらいいか、ぜひ皆さんにも考えていただきたいということで載せております。

〇加藤委員　あまり議論を長引かせたくないんですけれども、今のお答えだと「検討に対する検討」分からないと自ら認めていますよね。だから具体的に分かるように、どうしたらどうだというのが我々素人から見ると分からないんですね。全然分からない。だから分かるように目標の設定の仕方とか、あるいは目標値について書き直していただいたほうがいいのではないかと私は思うんですけれども、いかがですか。

〇新谷課長　記載内容については、分かりにくいということで、ちょっと検討させてください。

内容についてですけれども、この障がい者施策推進協議会自体がそもそも自立支援協議会を兼ねるという条例上の位置づけがありますので、今まで相談支援部会でその部分をある程度担うような形でやっていたんですけれども、自立支援協議会が地域の課題等を検討する場であるというところでは、やはりそれを検討する場をしっかり設けたほうがいいだろうということで、形としては、今はまだ検討なので例えばですけれども、新たな部会等を立ち上げてそこを検討の場にしていくといったことを想定はしています。そのために、まず、自立支援協議会的な部分の検討をする場をどういった形にするかを、来年度、検討させていただいて、それで実際に決まったものを再来年度から実際に始めていきたいというのが、この計画になります。

それをどのように書くかはちょっと、分かりやすいように検討させてください。

〇土田委員　障がい児・者「親の会」の土田です。

先ほどの人材不足についてですけれども、今、どこも人手不足で困っていると思いますが、例えば今、町田市ではまちだサポーターズというのがあって、今日も下でお知らせしていまし

たけれども、高校生から80歳まで300人が登録しているということなんですね。

そういうところにいらっしゃる方は、やはりボランティア精神のある方たちなので、そういうところとも連携を取って――うちも「障がいがあっても参加していいですか」と言いましたら「全然大丈夫です」と。できるお仕事はいろいろ、スタンプラリーの判こ押しだとか、町田市のイベントなどでボランティアをしている方たちなので「全然できることもありますので、ぜひ参加してください」ということなので登録しますけれども、そういうところと連携を持って、市民の人と触れ合うことで「あ、この人ちょっと福祉に向いているんじゃないかな」とか、そういうふうに目星をつけてお声がけするとか、こちら側から出向いて人材を確保することも大事なのではないかと思っています。

それから、町田市の高齢者のほうですかね、人材開発センターさんですか、この夏休みにも小学校にお声がけしてボランティアの体験をされていて、結構たくさんのお子さんが何回かに分けて参加したりしていたので、そういう試み等も考えて、「どうしたらいいんだ」「どうしたらいいんだ」だけでなく、皆さんで何か提案をしてつながっていけたらいいのではないか、できることをそれぞれがしていけたらいいのではないかと思います。

もちろん町田市の後押しがすごく大事になると思いますけれども、いろいろなところと連携を取って自ら探していくことも大事なのではないかと思います。

○石渡会長　とても現実的な提案をしていただいたかと思います。ありがとうございます。

ほかに何か。

○堤職務代理　今日はせっかく防災課の方もいらしていると伺っているので、在宅避難の件等を防災課ではどのように議論されているのか、ぜひ御意見を聞けたらと思います。よろしくお願いします。

○防災課　防災課の齋藤と申します。

在宅避難の考え方については、国も東京都も推奨している考え方となっておりまして、町田市でも在宅避難を推奨しております。在宅避難に必要な食料とか日用品などについて、各家庭で１週間程度備蓄していただきたいといった内容で普及啓発の活動を行っておりますので、自宅が安全に過ごせることが条件になりますけれども、在宅避難に向けての取組、普及啓発に関する取組を進めているところでございます。

○堤職務代理　ありがとうございます。

ということは、計画の中に在宅避難の視点が入っても不自然ではないということですよね。

○防災課　そのとおりでございます。

○堤職務代理　ありがとうございます。
○石渡会長　ありがとうございました。
　では、このあたりもぜひ新しい視点として盛り込んでいただけたらと思います。
　ほかに、今までの御説明との関連で。
○森委員　前回のこの場でグループホームの支援の質について、運営状態を調査している段階ではなく支援が必要なのだという意見を述べました。今日配付された差し替え資料２－②の５ページの内容は、やはり「運営状態の把握を行います」ということでした。その理由を説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。
○新谷課長　今、御質問があった件につきまして、こちらの計画につきましては現段階で市のほうで取り組める目標、市の施策としての目標を掲げさせていただくという計画になっております。現段階で市ではこちらの項目について、３年間でこのように取り組んでいきたいと考えているものを記載させていただいたと認識しております。
○石渡会長　森委員、何か追加ございますか。
○森委員　この記載されている計画の内容は、３年間変化しないということでしょうか。
○石渡会長　……という新たな御質問ですけれども。
○新谷課長　繰り返しになりますけれども、今、こちらに掲げさせていただいていること自体は、市としてまずはしっかりと取り組むべきことを掲げさせていただいたものです。
　また、それ以外に毎年度の取組というところでは、この重点目標にないものはやらないということではなく、法改正とかそういったものをいろいろ含めて、そのときそのときの状況に合わせて必要なものについては検討等を進めること、当然あると思いますので、重点取組として掲げて取り組んでいくことについては、こちらに記載のとおりとなります。
　ただ、委員から御質問があったとおり、では、この３年間全くこれ以外のことはないのかというと、必ずしもそういったことではなく、状況に応じて取り組んでいくことも当然出てくると思いますので、そこについては毎年度、毎年度の業務の取組の中での対応になると考えております。
○森委員　重い障がいのある方、行動障がいがある方の住む場所が増えないということが３年間、変わることがないのであれば、では、その人たちは、その家族はどうすればよいか。その「グループホーム以外の方法でこういうものがありますよ」という代案が計画の中に載っていなければ、見殺しにすることになると思います。
　では、高齢化、それに伴う重度化、親子が今の暮らしを続けられない状態、そこの問題をど

のように解決していくのかということについて、では、グループホームの増設支援以外の方法でどうすればいいかということも検討すべきだと思います。

以上、意見です。

○陶山委員　陶山でございます。

具体的に「これをこう変えてほしい」と言ってねと小野委員に言われたので、怒られてしまうかもしれないけれども、ちょっと印象的なものですが。

今、森委員が重度の方が入れるグループホームの話をなさいましたけれども、それぞれの計画の数字的根拠が欲しいなとすごく思います。障がいの支援のスタイルなのかもしれませんけれども、「そんなことを言っている人がいるんだよね」みたいな感じになっている印象がございまして、例えば資料２－①の３ページにある、今、正に森委員が言ってくださった「重度の障がいがある人の入居できるグループホームは不足しています。重度の障がいがある人や医療的ケアが必要な人の入居できるグループホームが増えることが望まれています」というのは、具体的に誰が望んでいるんだというのが知りたいです。

例えば、半年後にできたらすぐ入居したいと思っている人を各支援センターがもう把握しています、いわゆる入居待機者を具体的に把握しているんだということであれば事業所も手を出しやすいかなというのがあるんですけれども、「すぐ入居できる人は３人か４人なんですよ」みたいなことだと、何かちょっとちぐはぐな気がするところもあるので、親の会さんだったり支援センター等が、まあ「鶴川、おまえのところがやれよ」と言われるかもしれませんけれども、実数を把握する努力が必要かなという気が非常にしています。

障がい者雇用においてもそうですけれども、前回も商工会議所の立場で申し上げましたが、ハローワークさんは承知していらっしゃいますけれども障がいをお持ちの方を雇用できていなくて負担金を払っている会社が相当数いて、負担金は求められていないけれども障がい者を雇用しなければいけない状況にある会社もあるわけですけれども、一方で、障がいがある、なしにかかわらず働きたくないという人も社会にはいっぱいいるわけでございまして、障がいがあって就労したいと思っている人がどの程度いるのか。

前回も申し上げましたけれども、町田市に既に働ける機会、ステージがあるなら行きたいと言っている就労移行の事業所だったりコーディネートしてくれる事業所の皆さんから、ぜひその辺の情報を集約して「これだけの数の人が働きたいと思っているけれども、町田市内で働く機会を与えられていないんだ」という実数が知りたいという。

そんな正確な数字は出ないだろうけれども、それがあるにもかかわらず雇用できていないか

ら負担金を払ってくださいというなら納得もできるけれども、本当に働きたい人が何人いるんだと。町田市内の企業で障がい者を雇用しなければいけない――さっき意見も出ていましたように行政も含めてですけれども、そこの働きたいと言っている人の数と雇用しなければいけない数の差が知りたいということもあったりしますので、重度のグループホームもそうですけれども、何人の方を今、待たせてしまっているんだとか、何人の方が働きたいんだけれども働けていないんだといった数字を行政の努力で持ってくると、具体的な話ができるのではないかという気がします。

また、災害時のことも１点ですけれども、防災課がやることは、避難行動要支援者が避難所に行くまでの計画をつくってくれと言われているわけでございまして、障がいをお持ちの人が災害が起こった後も日常生活を継続するための計画は、個別避難計画ではないですよね。なのでそこは障がい福祉のほうが――在宅避難するところまでの計画ができましたというところで防災課の役目は一旦終わりです。その方に対してお薬やお水や情報を届け続けるための仕組みをどうしようかということは防災課がやることではないだろうと思うので、そこら辺のすみ分けが必要なんだろうと思います。

それから、地域活動をしているのが鶴川なので、社協さんと一緒に個別避難計画のモデル地区ということで取り組んだんですけれども、皆さんおっしゃるように、ほとんどの人が在宅避難です。そもそも「一緒に個別避難計画をつくりませんか」と言っても、伴走支援している人も本人も、一次避難所にも福祉避難所にも行ったことがないということで計画自体がつくれないので、今月、防災課さんの御協力もいただきながら鶴川地区の一次避難所の紹介ビデオを高齢者の方や障がい者の方に見ていただく前提で作ることもしているんですけれども、そんなことは、もしかしたら障がい福祉課等がやってもいいのかもしれない。

これは100％とは申しませんけれども、避難行動要支援者の方たちは自分が避難するであろう一次避難所の様子を見に行くこともできませんし、何か資料があるかというと、なかなかない状況があるので、そこは防災課がやるというより福祉のほうがやって、それを見て「やっぱり在宅なのかな」というきっかけになってもいいのかなという。

数字的な根拠みたいなものを、避難行動もそうですけれどもそんなことを努力してみると、「この数字がこう変化していく」となってくると年度、年度の評価も落とし込みやすいだろうけれども、スタートの数字が分からないから年度、年度の数値目標も立てにくいのかなという印象を持ちました。

○石渡会長　陶山委員、ありがとうございました。

それぞれの委員、いろいろな実態も御存じなので御意見いろいろおありかと思いますが、すみません、限られた時間でほかにもまだ議題がございますので、それぞれのお立場で「このことを言いたい」ということでは意見書の提出もできますので、ここまでにさせていただきます。

次の議題として、資料３「町田市障がい者福祉事業計画（第８期計画）における「国の指針と町田市の考え方」について」がございますが、その前に、他課の方はもう退室していただいてよろしいんでしたっけ。

○中川担当課長　以上をもちまして重点取組等の議論は終了となりますので、他課の職員の方は退席となります。どうもありがとうございます。

○石渡会長　お忙しいところ、ありがとうございました。

（各担当課職員　退席）

○石渡会長　それでは、資料３の御説明をお願いします。

○畠山主任　障がい福祉課の畠山と申します。

町田市障がい福祉事業計画（第８期計画）における「国の指針と町田市の考え方」について御説明をいたします。

資料３の差し替え版を御覧ください。

こちらにつきましては、先週開催いたしました障がい者計画部会で既に内容の検討をしたものになっております。時間の都合上、詳細の御説明はできかねますが、各項目の概要をお伝えしたいと思います。

なお、第７期計画から変更がある箇所には下線が引いてありますので、御確認ください。

まず、項目１「福祉施設の入所者の地域生活への移行」についてです。

資料２ページの評価指標を御覧ください。

国は、入所者の一定割合が地域生活へ移行することを求めております。この指針を町田市に当てはめたところ、2029年度末までに15人以上の地域移行と、入所者数を229人以下に削減するという評価指標となります。

続いて項目２「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてです。

資料の４ページを御覧ください。

国の新たな評価軸として、心のサポーターの養成が加わりました。そのため、既に町田市でも養成研修を実施しており、今後も継続して実施していくことから、その旨を新規で記載しております。

続いて項目３「地域生活支援の充実」についてです。

資料６ページを御覧ください。

町田市では、2030年には約1,000名程度の知的障がいのある方が50歳を超える見込みとされておりまして、親なき後を見据えた支援体制が求められているところです。そのため、障がい者施策推進協議会やその部会において年１回以上、運用状況の検証や、さらなる機能の充実に向けた支援体制の検討を行ってまいります。

続いて項目４「福祉施設から一般就労への移行等」についてです。

国の指針では、一般就労への移行者数を第７期計画より増やすことが掲げられております。この指標を町田市に当てはめますと、資料の８ページ「評価指標」の上段にあるとおり、149名以上が就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行するという指標になります。

続いて項目５「相談支援体制の充実・強化等」についてです。

資料は10ページから11ページになります。

今回、国の指針では、望まないセルフプランを2029年度末までにゼロにするという指針が新たに掲げられました。引き続き地域のニーズや情報を共有し、地域課題を抽出するとともに、支援力の向上のため、連絡会や事例検討会を開催してまいります。

続いて項目６「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」についてです。

資料は12ページから13ページになります。

障害福祉サービス等の質を向上させる取組として、2032年度までに全ての事業所への実地指導を完了させる指標を立てております。

最後になりますが、項目７「障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」についてです。

資料は14ページとなります。

こちらの項目は今回、国の指針で新たな項目として、都道府県が実施するべきものとして設定されたものになります。そのため、町田市において指標を設定しないものとはなりますが、引き続き福祉人材の確保に向けた取組を推進してまいります。

各項目の概要の説明は、以上になります。駆け足で申し訳ありません。

○石渡会長　御説明ありがとうございました。

国の指針を踏まえての町田市の考え方を御説明いただきましたが、このことをぜひお話ししておきたいという委員がいらっしゃいましたら。

○飯長委員　先ほどまでの会議でも時間があったら発言しようかなと思っていたんですが、時

間切れでございましたので。

今のお話にもそのまま重なることが相当ございまして、項目５でございます。

「相談支援体制の充実・強化等」ということで、町田市の考え方は基本的に各種センターを中核として活動するということで、その評価指標として「地域のニーズや情報を共有し地域課題を抽出するとともに、支援力向上のため、連絡会や事例検討会を開催します」これは先ほどの相談機能の充実とほとんど同じ内容なんですね。

要するに、内部で研修して、勉強して質を高めるというレベルですが、内部の検討会をすればいいという話ではないと思うんです。そのことによって何が得られたかという評価をちゃんとやらないと役に立たない。よく「お互いよくやってるよね」という話で終わるんです。「あなた方も大変だね」という話で終わってしまうんです。それは自己満足で終わります。

５つの障がい者支援センターの特徴は、私どもには日々伝わってまいります。それは、それを引き受けた母体となる団体の御経験の質によっても違ってくるように思っております。精神障がいのほうの立場から言うと、精神障がいの家族に対して、あるいは当事者に対して非常に丁寧な対応をしてくださるところと、ほとんどうまく対応していただけないところと、その差が非常に大きゅうございます。５つのセンターが合同してそういう研究会をやるのであれば、その辺まで含めて踏み込んだ自己評価、あるいはお互いのセンター間の評価をしていただきたいと思います。

項目６の障害福祉サービスに対しては、第三者評価も含めて考えるようにといったこともございます。そこまでは無理だとしても、内部検討の質をどうやったら高められるかということをぜひお考えいただいて、その検討会の報告をきちんとどこかに上げるようにしていただきたい。

これは先ほどの計画とも重なる話でございます。

○石渡会長　ありがとうございました。

今の御意見などもぜひ参考にして、これからの在り方ということで、計画の中にどう取り込むかはまた御検討いただきたいと思いますが、委員の皆様もよろしくお願いします。

ほかに、国との関連で「このことを」という方は。よろしいでしょうか。

それでは、終了の時間が近づいてはいるんですけれども、次に報告事項として資料４、実績についてですか。

お願いします。

○畠山主任　2025年度町田市障がい福祉事業計画（第７期計画）の実績について御報告させて

いただきます。

こちらも既に障がい者計画部会では振り返り済みの内容となっております。

細かい説明は割愛させていただきまして、まず、１つ前の議事で次期プランの町田市の考え方と評価指標について御説明いたしましたが、資料４－①については、その2025年度の実績が記載されていますので、お読みいただければと思います。

続けて資料４－②につきましては、障害福祉サービス、地域生活支援事業のサービスの見込量と実績値を記載したものになっております。薄く色が塗られている行がプランを作成したときに出した見込量で、その下の行がそれに対しての具体的な実績値となっております。

表の見方につきましては以上となりまして、具体的な数値については、すみません、説明は省略させていただきます。

また、各サービスに対する具体的な取組状況につきましては、資料４－③「サービスに関わる取組の主な実施状況（2025年度実績）」にまとめております。資料４－②と同様、障害福祉サービスと地域生活支援事業について、それぞれのサービスに対してどういった取組、どういった実施状況かをまとめたものになっております。資料４－②の参考資料として御確認いただければと思っております。

最後に、参考資料になります。「町田市障がい福祉事業計画（第７期計画）2025年度実績に係る資料」という表紙と、その後ろに各種資料がございます。この資料は各種別の障害者手帳所持者数や日中サービス活動の施設の数、グループホームの数などを掲載しております。数値は2025年度の実績になります。

駆け足で大変申し訳ありませんが、以上、2025年度町田市障がい福祉事業計画（第７期計画）の振り返りの御報告とさせていただきます。

○石渡会長　ありがとうございました。

今日は、評価の仕方ですとかはもういろいろ意見をいただいていますが、今の御説明について。

○小野委員　今回、第８期障がい福祉事業計画の見込量を立てる上で、この実績値というか、今、紹介してもらった実績は参考になっています。

この障害者手帳の人数等は公表している自治体もあるんですけれども、参考資料３ページの障害支援区分の人数を公表している自治体は、東京都内でも意外と少ない。10区市ぐらいかなと思いますね。

しかも、訪問系サービスで区分ごとの利用状況など、ここで特徴的なのを上げると訪問系の

重度訪問介護、区分なしの人です。区分なしのところを見ていくと就労継続支援A型B型は、精神の人達がここに集中していることがわかります。法人、事業所別の利用者数を見ていただきたいんですけど、12ページは、町田市のグループホームの支給決定者の入居先です。町田市内832人の支給決定者のうち579人全員ではないです。神奈川県が一番多い114人。びっくりなのは、北海道や青森県にもいる。これは意外と他の自治体でもあります。北海道や秋田は、都外施設、東京都が設置している社福が運営しているところに入居している場合もあります。グループホームは地域で暮らす人を支えるんだけれども、そうではない人もいます。今後とも、実態としては把握しておきたいところですね。それと、16ページのところは、特別支援学校の卒業生の見込みの数値です。卒業生が地域に出てくるときに、何が必要かという指標ですね。ここまで細かく実績を公開している自治体は少ないですが、参考にぜひ見ていただきたいです。

○石渡会長　小野委員ありがとうございました。こういった資料を出していただけることもありがたいと思います。他にもお気づきの委員の方がいらっしゃいましたらお願いします。それでは、最後に報告事項ということで、「日中サービス支援型グループホームの評価結果について」事務局からお願いします。

○藤田担当係長　事務局の藤田です。日中サービス支援型グループホームの評価結果について、評価結果はご覧の通りとなりますので、お配りしております資料をご確認ください。また、この場をお借りして2点ほどお伝えしたいことがあります。前回の協議会で出た意見と後日意見への対応についてご報告をさせてください。1点目、評価結果の今後の運用方法についてですけれども、協議会での開設前・開設後の評価については、開設後の評価の際に、前回の評価を添付させていただくとともに、前回の評価結果に対する対応という欄を設けていきながら対応状況が確認できるように運用していきたいと思っています。

2点目は、後日意見でありました。評価の際に出された資料や評価結果について、市のホームページにわかりやすく掲載してほしいとご意見がありました。今回、新たに日中サービス支援型グループホームの評価という項目を、協議会のホームページ中にリンクを設けて、運用していきたいと思っております。誰が見てもわかりやすいホームページへの掲載を心掛けていきたいと思っております。

○小野委員　協議会資料の中に紛れ込んでいたが、そこから資料を抜き出してくれたということですか。

○藤田担当係長　資料を確認するためには、協議会の資料をそれぞれ読み解く必要がありました。それだと探すのに時間がかかりますので、協議会のホームページの中にページを作成し、

すぐに見つけることができるように整理させてほしいと思っています。
〇石渡会長　引き続きよろしくお願いしたいと思います。他にご意見ある方いらっしゃいますか。では、その他ということでお願いいたします。
〇加藤委員　私ども町田市身体障害者福祉協会では、10月24日（土）にわくわくプラザで認知症について公開講座を行うことになりました。ここに講師でお呼びする先生は、認知症の権威でして、有名な先生です。日本でも頭の研究では5本の指に入ると言っていました。今回私どもの趣旨に賛同して、お呼びすることができました。是非チラシをコピーし、多くの皆さんが目に付くところにおいていただいて、1名でも多くの人に参加していただけたらと思います。
〇石渡会長　情報提供ありがとうございました。他の委員の方ありますでしょうか。
〇土田委員　きらり町田という、重い障がいのある人の地域生活を考えている会の会報ができましたので皆様のところに配布させていただきました。町田市障がい者親の会連絡会主催、きらりさん共催で大会を開催したいと思います。こちらは、12月に商工会議所主催で開催されます心のバリアフリーウィークに、一般の方と一緒に楽しんで理解を深めていただきたく開催させていただきますので、ぜひお声がけをいただけたらと思います。
〇石渡会長　写真が多くわかりやすい情報提供でしたありがとうございました。
〇中川担当課長　本日出た次期計画についてのご意見は、計画部会の小野部会長、三井職務代理と事務局との間で調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。もし、本日言い足りなかったご意見がありましたら、２０２６年８月２３日（日）までにメールかFAXで事務局にお伝えください。なお、本日の次第の下方にもご案内していますが、次回の協議会は２０２６年１０月２３日（金）に開催予定です。
以上をもちまして、２０２６年度第３回障がい者施策推進協議会を閉会いたします。お車でお越しの方は、事務局へ駐車券をご提示ください。本日はありがとうございました。